

記 者 発 表 (発表・資料配布)				
月／日 (曜)	担当課・班名	TEL	発表者名 (担当班長)	その他の配布先
9/25 (木) 10:00	税務課 課税班	内線 72921 (078-362-3089)	課長 木下 元 (主幹 (課税指導担当) 樋口 真也)	

## 令和7年度「近畿府県不正軽油追放強調月間」(10月)の実施

近畿2府4県(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)では、平成8年度より、毎年10月を「不正軽油追放強調月間」と定め、一斉に抜取調査及び啓発活動を実施しています。

※不正軽油とは、県の承認を受けずに、軽油に灯油やA重油等を混ぜた油などをいいます。不正軽油の製造・販売・使用は、脱税にとどまらず、大気汚染、自動車エンジンの損傷など、県民の健康や生活を脅かし、公正な市場競争を阻害する重大な犯罪行為です。

### 1 期 間

令和7年10月1日(水)～31日(金)

### 2 内 容

#### (1) 抜取調査

##### ア 路上抜取調査

国道、県道等で軽油を燃料とする自動車(トラック、ダンプカー等)の燃料タンクから燃料油を抜き取って分析し、不正軽油使用の有無等を調査します。

[実施予定] 3カ所(本県実施分)



宝塚市での路上抜取調査  
(R6. 10. 16)

##### イ 事業所抜取調査

石油製品の販売業者、軽油消費者等の事業所のタンクや車両から燃料油を抜き取って分析し、不正軽油の販売・使用の有無等を調査します。

[実施予定] 80カ所程度(本県実施分)

※ 不正軽油の疑いがある燃料油については、使用者から当該燃料油の購入・使用状況を確認し、不正軽油の不買指導等を実施するとともに、流通経路などを調査の上、不正軽油の使用が判明した場合には、課税処分等を行います。

## (2) 啓発活動

### ア 不正軽油撲滅ポスター及びチラシによる啓発

全国の都道府県が共同で作成した不正軽油撲滅ポスター及びチラシについて、石油製品の販売業者、軽油消費者等の事業所、西日本高速道路株式会社サービスエリア、官公庁等への掲示や路上抜取調査での配布等を行います。

(本県実施分ポスター2,430枚、チラシ5,000枚)

### イ 各種広報媒体による啓発

県道路公社有料道路の道路情報板などを活用し、不正軽油追放を啓発します。

## 3 令和6年度調査実績(強調月間(10月)本県分)

実施内容	箇所数	抜取本数	うち不正軽油の 疑い有り
路上抜取調査	4	73	0(0.0%)
事業所抜取調査	77	83	0(0.0%)
合計	81	156	0(0.0%)

※参考 年間抜取本数: 510本 うち不良本数: 3本(0.6%)

### (参考) 不正軽油に関わる人はすべて罰せられます。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながらその原材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などにも重い罰則が適用されます。

なお、平成23年8月31日に施行された法改正により、罰則が大幅に強化されました。

#### 【罰則例】

不正軽油を製造すると(地方税法第144条の33)

→10年以下の拘禁・罰金(個人: 1,000万円以下、法人: 3億円以下)